

3-2 現状・課題	他団体等との協働の有無・協働主体	<input type="checkbox"/> 市民(個人・家庭) <input type="checkbox"/> NPO・市民団体 <input type="checkbox"/> 区・町内会 <input type="checkbox"/> 企業・農協・商工会 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 国・県・市町 <input type="checkbox"/> その他 () <input checked="" type="checkbox"/> なし							
	他団体等と協働し行った事業内容・各々が担った役割	市	申請団体が補助基準を満たしているか審査して認定後、補助金交付する。支援終了後も継続して活動できるよう団体を育成する。管理栄養士、看護師が健康講話等による活動支援をする。						
	事業実施により効果があったこと	支援団体に対して看護師、管理栄養士が健康医療・食事栄養に関する講話を行うことにより、健康に対する意識を高めることができた。							
	事業実施における課題	平成15年度に補助事業を開始して、支援団体は延べ43団体となっている。新規で自主的に健康増進に資する活動をするグループを支援対象としており、構成員のうち半数以上が国民健康保険加入者であることが条件となっているため、年度毎の支援団体が徐々に減少してきている。							
	課題に対する改善策	①補助団体の募集は広報に掲載しているが、市ホームページ等も活用して、補助事業の周知をすることにより、団体の掘り起こしを図る。 ②特定保健指導参加者等に対して、グループを立ち上げるよう市から働きかける。							

4 ■新規事業

新規事業	事務事業の目的達成のためにできる新たな取組み (可能な限り協働の視点重視)					
	協働者となり得る主体・協働し担う役割	市				

5 ■事務事業の総合評価結果

総合評価の結果		結果	審査会による改善方向の指示
平成25年度	B	更なる補助事業の周知や、補助認定要件を緩和するなどして健康増進団体の増加に努め、保健センターと連携して健康増進を推進していくこと。	

6 ■次年度事業への反映

事務事業の方向性内容	B 改善	平成26年4月に国民健康保険法に基づく保健事情の実施等に関する指針が一部改正され、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、データヘルス計画を策定し、保健事業の実施及び評価をするよう定められた。事業運営に当たって、費用対効果の観点も考慮するよう求められていることも踏まえて、今後この健康増進事業のあり方を検討していきたい。
------------	------	--